

## 昭和二十九年政令第六十八号

ガス事業法施行令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十  
一号）第二十一条、第二十九条、第三十八条及び  
第四十一条の規定に基き、この政令を制定する。

(特定ガス発生設備)

第一条 ガス事業法（以下「法」という。）第二  
条第一項の政令で定める簡易なガス発生設備  
は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百  
四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引  
の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百  
四十九号）に規定する規格又は技術上の基準に  
適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除  
く。）並びに当該容器内において発生するガス  
の集合装置及び当該容器に附属する気化装置  
(当該容器内又は当該容器に附属する気化装置  
内において発生するガスの成分に変更を加える  
装置を有するものを除く。)とする。(委託による免状交付事務を処理する場所  
及び方法に関する事項)ハ 委託に係る免状交付事務の内容に関する  
事項口 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
及び方法に関する事項

二 その他経済産業省令で定める事項

二 委託をしたときは、経済産業省令で定める  
ところにより、その旨を公示すること。

(委託することのできない事務)

三 法第二十八条第一項の政令で定める事務  
は、次に掲げるとおりとする。

ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

一 法第二十六条第三項第二号の規定による認  
定の事務二 法第二十六条第四項の規定によるガス主任  
技術者免状の交付の拒否に係る事務(認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定の  
有効期間)三 法第三十四条の五第一項（法第七十一條  
の三、第八十四条の三及び第一百四条の三におい  
て準用する場合を含む。）の政令で定める期間  
は、七年とする。(兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者  
の導管の規模等)第六条 法第五十四条の二の政令で定める導管の  
規模は、導管の総延長が二万六千キロメートル  
であることとする。二 法第五十四条の二の政令で定める要件は、次  
のとおりとする。一般ガス導管事業の用に供する導管に二以  
上の液化ガス貯蔵設備等（法第二条第四項第  
二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をい  
う。以下同じ。）が接続されていること。二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を  
維持し、及び運用する者が二以上であるこ  
と。(兼業の制限の対象となる特定ガス導管事業者  
の導管の規模等)第七条 法第八十条の二の政令で定める導管の規  
模は、導管の総延長が二万六千キロメートルで  
あることとする。二 法第八十条の二の政令で定める要件は、次  
のとおりとする。特定ガス導管事業の用に供する導管に二以  
上の液化ガス貯蔵設備等が接続されているこ  
と。三 前二項の規定は、法第十五条第三項に規定す  
る同項に規定する事項の提供について準用す  
る。

(委託の方法)

第三条 法第二十八条第一項の規定による委託  
は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次に掲げる事項についての条項を含む委託

契約書を作成すること。

イ 委託に係る免状交付事務の内容に関する  
事項ロ 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
及び方法に関する事項

ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

口 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
及び方法に関する事項

二 その他経済産業省令で定める事項

二 委託をしたときは、経済産業省令で定める  
ところにより、その旨を公示すること。

(委託することのできない事務)

三 法第二十八条第一項の政令で定める事務  
は、次に掲げるとおりとする。

ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

一 法第二十六条第三項第二号の規定による認  
定の事務二 法第二十六条第四項の規定によるガス主任  
技術者免状の交付の拒否に係る事務(認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定の  
有効期間)三 法第三十四条の五第一項（法第七十一條  
の三、第八十四条の三及び第一百四条の三におい  
て準用する場合を含む。）の政令で定める期間  
は、七年とする。(兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者  
の導管の規模等)第六条 法第五十四条の二の政令で定める導管の  
規模は、導管の総延長が二万六千キロメートル  
であることとする。二 法第五十四条の二の政令で定める要件は、次  
のとおりとする。一般ガス導管事業の用に供する導管に二以  
上の液化ガス貯蔵設備等（法第二条第四項第  
二号イに規定する液化ガス貯蔵設備等をい  
う。以下同じ。）が接続されていること。二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を  
維持し、及び運用する者が二以上であるこ  
と。(兼業の制限の対象となる特定ガス導管事業者  
の導管の規模等)第七条 法第八十条の二の政令で定める導管の規  
模は、導管の総延長が二万六千キロメートルで  
あることとする。二 法第八十条の二の政令で定める要件は、次  
のとおりとする。特定ガス導管事業の用に供する導管に二以  
上の液化ガス貯蔵設備等が接続されているこ  
と。三 前二項の規定は、法第十五条第三項に規定す  
る同項に規定する事項の提供について準用す  
る。

(委託の方法)

第三条 法第二十八条第一項の規定による委託  
は、次に定めるところにより行うものとする。二 当該接続されている液化ガス貯蔵設備等を  
維持し、及び運用する者が二以上であるこ  
と。

(電気事業法施行令の準用)

第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を  
除く。）の規定は、準用事業者（法第一百五条第  
六項及び第二十条第四項において同じ。）に準  
用する。二 法第一百五条の規定により、法第二十五条、第  
三十一条第二項及び第三十二条の規定は、準用事  
業者であつて、連続して延長が五百メートルを  
超える導管を構外に有する事業場を有するもの  
に準用する。三 前二項の規定は、一日のガスの製造能力又は  
供給能力のうちいかだいものが標準状態  
(温度零度及び圧力一〇・三三五〇キロパス  
カルの状態をいう。)において三百立方メートル  
未満である事業を行なう者は、その事  
業については、適用しない。

(ガスの使用制限等)

四 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）五 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）六 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）七 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）八 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）九 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十一 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十二 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十三 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十四 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十五 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十六 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十七 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十八 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）十九 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十一 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十二 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十三 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十四 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十五 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十六 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十七 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十八 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）二十九 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十一 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十二 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十三 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十四 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十五 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十六 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十七 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）三十八 法第三十条第一項（ガス事業法（昭和二十九  
年法律第五十一号）第一百六十二条第一項  
七条第一項）(あつせん及び仲裁の対象となる契約等)  
第十一条 法第一百七条第一項の政令で定めるもの  
は、ガスの取引に係る契約その他の取決め（そ  
の性質上あつせん又は仲裁をするのが適当でな  
いものとして経済産業省令で定めるものを除  
く。）とする。

(電気事業法施行令の準用)

第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を  
除く。）の規定により、法第二十五条、第  
三十一条の仲裁について準用する。この場合におい  
て、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
げる字句に読み替えるものとする。

(ガス事業法の準用)

二 法第一百五条の規定により、法第二十五条、第  
三十一条の仲裁について準用する。この場合におい  
て、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
げる字句に読み替えるものとする。

(ガス事業法施行令の準用)

二 法第一百五条の規定により、法第二十五条、第  
三十一条の仲裁について準用する。この場合におい  
て、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の  
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
げる字句に読み替えるものとする。

(ガス事業法の準用)

(証明書の保存に係る経過期間)  
第十六条 法第一百四十六条第一項ただし書の政令  
で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特定  
ガス用品の有効期間

(別表第一のとおりとする)

(別表第二のとおりとする)

(別表第三のとおりとする)

(別表第四のとおりとする)

(別表第五のとおりとする)

(別表第六のとおりとする)

(別表第七のとおりとする)

(別表第八のとおりとする)

(別表第九のとおりとする)

(別表第十のとおりとする)

(別表第十一のとおりとする)

(別表第十二のとおりとする)

(別表第十三のとおりとする)

(別表第十四のとおりとする)

(別表第十五のとおりとする)

(別表第十六のとおりとする)

(別表第十七のとおりとする)

(別表第十八のとおりとする)

(別表第十九のとおりとする)

(別表第二十のとおりとする)

(別表第二十一のとおりとする)

(別表第二十二のとおりとする)

(別表第二十三のとおりとする)

(別表第二十四のとおりとする)

(別表第二十五のとおりとする)

(別表第二十六のとおりとする)

(別表第二十七のとおりとする)

(別表第二十八のとおりとする)

(別表第二十九のとおりとする)

(別表第三十のとおりとする)

(別表第三十一のとおりとする)

(別表第三十二のとおりとする)

(別表第三十三のとおりとする)

(別表第三十四のとおりとする)

(別表第三十五のとおりとする)

(別表第三十六のとおりとする)

(別表第三十七のとおりとする)

(別表第三十八のとおりとする)

(別表第三十九のとおりとする)





部の管轄区域内のみにある準用事業者に関するもの

二十二 法第二百三十八条第二項第一号の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの

二十三 法第二百四十条、第二百四十一条第二項、第二百四十二条から第一百四十四条まで及び第二百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分（法第二百四十条に規定する経済産業省令で定めるガス用品の区分をいう。）に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するもの

二十四 法第二百四十八条及び第二百四十九条の規定に基づく権限

二十五 法第二百六十条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、その保安業務（同条第一項に規定する保安業務をいう。）に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス小売事業者（その事業に係るガスマーティーの取付数が百万個を超えるものを除く。）及び特定ガス導管事業者に関するもの

二十六 法第二百六十二条の規定に基づく権限

二十七 法第二百六十七条第一項及び第二項の規定に基づく権限である

事業場の所在地を管轄する絏済産業局長	事業場の所在地を管轄する絏済産業局長	事業場の所在地を管轄する絏済産業局長	事業場の所在地を管轄する絏済産業局長	事業場の所在地を管轄する絏済産業局長
部長	部長	部長	部長	部長

（二）一般ガス導管事業者に関するもの	（二）一般ガス導管事業者に関するもの	（二）一般ガス導管事業者に関するもの	（二）一般ガス導管事業者に関するもの	（二）一般ガス導管事業者に関するもの
部長	部長	部長	部長	部長

（三）特定ガス導管事業者に関するもの	（三）特定ガス導管事業者に関するもの	（三）特定ガス導管事業者に関するもの	（三）特定ガス導管事業者に関するもの	（三）特定ガス導管事業者に関するもの
部長	部長	部長	部長	部長

（四）ガス製造事業者に関するもの	（四）ガス製造事業者に関するもの	（四）ガス製造事業者に関するもの	（四）ガス製造事業者に関するもの	（四）ガス製造事業者に関するもの
部長	部長	部長	部長	部長

（五）準用事業者に関するもの	（五）準用事業者に関するもの	（五）準用事業者に関するもの	（五）準用事業者に関するもの	（五）準用事業者に関するもの
部長	部長	部長	部長	部長

（六）ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの	（六）ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの	（六）ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの	（六）ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの	（六）ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの
部長	部長	部長	部長	部長

（七）ガス小売事業者等に関するもの	（七）ガス小売事業者等に関するもの	（七）ガス小売事業者等に関するもの	（七）ガス小売事業者等に関するもの	（七）ガス小売事業者等に関するもの
部長	部長	部長	部長	部長



**第一条** この政令は、平成十一年十一月十九日から施行する。

**附 則** (平成一一年一二月三日政令第三十九号) **抄**

(施行期日) **この政令は、平成十二年四月一日から施行する。**

**附 則** (平成一二年三月二九日政令第六十一条) **抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

(整理合理化法附則第六十一条第一項の政令で定める期間)

**第七条** 整理合理化法附則第六十一条第一項の政令で定める期間は、附則別表第六の上欄に掲げる移行特定ガス用品(整理合理化法附則第五十九条に規定する移行ガス用品をいう。)ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
(整理合理化法附則第六十一条第二項の政令で定める期間)

**第八条** 整理合理化法附則第六十一条第二項の政令で定める期間は、附則別表第七の上欄に掲げる移行特定ガス用品(同項に規定する移行特定ガス用品をいう。)ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
(整理合理化法附則第六十二条の政令で定める期間)

**第九条** 整理合理化法附則第六十二条の政令で定める期間は、附則別表第八の上欄に掲げる移行第二種ガス用品(同条に規定する移行第二種ガス用品をいう。)ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
(整理合理化法の施行に伴う経過措置)

**第十二条** 次項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、整理合理化法第十二条の規定による改正前のガス事業法(以下この条において「旧ガス事業法」という。)第三十九条の十四第七項において準用する旧ガス事業法第三十九条の十二の規定による表示を付された第一条の規定による改正前のガス事業法施行令別表第二に規定する第一種ガス用品であつて

<p>同条の規定による改正後のガス事業法施行令別表第二の上欄に規定されていないもの（次項において「移行第一種ガス用品」という。）については、整理合理化法第十二条の規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後のガス事業法（次項において「新ガス事業法」という。）第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかるらず、なお従前の例による。</p> <p>整理合理化法第十一条の規定の施行の際現に受けている旧ガス事業法第三十九条の十三の三の規定による型式の承認（整理合理化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録型式の造事業者に係るものに限る。）を含む。）に係るる移行第一種ガス用品の販売又は表示についての例によることとされて受けた型式の承認（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録型式の造事業者に係るものに限る。）を含む。）に係るる</p> <p>は、整理合理化法第十一条の規定の施行の日から起算して五年を経過する日又は当該承認の日から起算して五年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかるわらざなお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p>	<p><b>第十二条</b> この政令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p><b>附則別表第六</b></p>	<p>一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七〇キロワット以下のものに限り、密閉燃焼式のもの、屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下この表から附則別表第八までにおいて同じ。）のもの及び液化石油ガス用のものを除く。）</p> <p>二 ガスストーブ（ガスの消費量が一九キロワット以下のものに限り、密閉燃焼式のもの及び液化石油ガス用のものを除く。）</p> <p>三 ガスバーナー付ふろがま（ガスの消費量が二一キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九一キロワット）以下のものに限り、密閉燃焼式のもの、</p>

内閣の第一、官房の農商工第三に於て別

附則別表第七	一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七 〇キロワット以下のものに限り、ふろ がまに取り付けられているもの及び液化 石油ガス用のものを除く。）	二 ガストーブ（ガスの消費量が一九 キロワット以下のものに限り、開放燃 焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに 屋外式のもの並びに液化石油ガス用のもの を除く。）	三 ガスバーナー付ふろがま（ガスの消 費量が二一キロワット（専用の給湯部を 有するものにあつては、九一キロワット） 以下のものに限り、密閉燃焼式のもの、 屋外式のもの及び液化石油ガス用のもの を除く。）	四 ガスふろバーナー（ガスの消費量が 二一キロワット以下のものに限り、ふろ がまに取り付けられているもの及び液化 石油ガス用のものを除く。）	五
附則別表第八	一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七 〇キロワット以下のものであつて、密閉 燃焼式のもの又は屋外式のものに限り、 液化石油ガス用のものを除く。）	二 ガストーブ（ガスの消費量が一九 キロワット以下のものであつて、密閉燃 焼式のものに限り、液化石油ガス用のも のを除く。）	年 五	年 五	年 五

第一項		施行期日
第一項	この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。	（平成十三年一月六日）から施行する。
附則	（平成二年九月二二日政令第四号）抄	（平成二年六月七日政令第三号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
附則	（平成一五年三月二六日政令第六号）	（平成一五年二月三日政令第四号）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条	この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第二十三条第一項の規定により定めている大口供給（改正法第二条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係を有する者に対する行うものを除く。）の許可の申請は、新ガス事業法第二十三条第一項の規定によりされた届出とみなす。）の場合において、同条第二項中「前項の規定による届出」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項の規定による届出」とあるのは「ガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百七十五号）附則第二条第一項の規定により電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）第二条の規定による改正後のガス事業法第二十三条第一項の規定による届出とみ	この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第二十三条第一項の規定により定めている大口供給（改正法第二条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係を有する者に対する行うものを除く。）の許可の申請は、新ガス事業法第二十三条第一項の規定によりされた届出とみなす。）の場合において、同条第二項中「前項の規定による届出」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項の規定による届出」とあるのは「ガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百七十五号）附則第二条第一項の規定により電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）第二条の規定による改正後のガス事業法第二十三条第一項の規定による届出とみ



を販売し、又は販売の目的で陳列する」とがで  
きる。

**附 則** (平成二十四年三月一四日政令第四  
六号)

この政令は、電気事業法及びガス事業法の一  
部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四  
月一日）から施行する。

**附 則** (平成二十四年三月三〇日政令第九  
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から  
施行する。

(ガス事業法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」と  
いう。）前にガス事業法第四十六条第一項、第  
四十七条第一項又は第四十七条の二第一項の規  
定により都道府県知事が行つた報告の徴収そ  
他の行為で、施行日以後これらの規定により市  
長が行うこととなる事務に係るものは、それぞ  
れこれらの規定により当該市長が行つた報告の  
徴収その他の行為とみなす。

**附 則** (平成二八年二月二四日政令第四  
八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、電気事業法等の一部を改正  
する等の法律（以下「改正法」という。）附則  
第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二  
十八年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成二九年三月二三日政令第四  
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九  
年四月一日）から施行する。ただし、第三十三  
条から第三十七条までの規定は、公布の日から  
施行する。

**附 則** (令和二年八月一三日政令第二  
四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行す  
る。

**附 則** (令和四年二月二日政令第三  
七号) 抄

(施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行す  
る。

る法律（令和四年法律第八十号）の施行の日  
(令和五年一月十六日)から施行する。ただし、  
第十七条第一項の改正規定及び同条第四項の表  
の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年九月六日政令第二  
七六号)

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正  
する法律の施行の日（令和五年十一月二十一  
日）から施行する。

**別表第一** (第十四条関係)

一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七〇キロ  
ワット以下のものに限り、液化石油ガス用の  
ものを除く。）

二 ガストルーブ（ガスの消費量が一九キロワ  
ット以下のものに限り、液化石油ガス用のも  
のを除く。）

三 ガスバーナー付ふろがま（ガスの消費量が  
二一キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用の  
ものを除く。）

四 ガスふろバーナー付ふろがま（ガスの消費量が  
二二キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り  
付けられているもの及び液化石油ガス用のも  
のを除く。）

五 ガスこんろ（ガスの消費量の総和が一四キ  
ロワット（ガスオーブンを有するものにあつ  
ては、二二キロワット）以下の中であつ  
て、こんろバーナー一個当たりのガスの消費  
量が五・八キロワット以下のものに限り、液  
化石油ガス用のものを除く。）

以下のものに限り、密閉燃焼式のもの、  
屋外式のもの及び液化石油ガス用のもの  
を除く。）

四 ガスふろバーナー（ガスの消費量が  
二一キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り  
付けられているもの及び液化石油ガス用の  
ものを除く。）

年 五

**別表第二** (第十五条、第十六条関係)

一 ガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が七  
〇キロワット以下のものに限り、開放燃  
焼式のもの及び密閉燃焼式のもの並びに  
屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に  
耐える構造を有する方式をいう。以下同  
じ。）のもの並びに液化石油ガス用のもの  
を除く。）

二 ガスストーブ（ガスの消費量が一九  
キロワット以下のもに限り、開放燃  
燒式のもの及び密閉燃燒式のもの並びに屋  
外式のもの並びに液化石油ガス用のもの  
を除く。）

三 ガスバーナー付ふろがま（ガスの消  
費量が二一キロワット（専用の給湯部を  
有するものにあつては、九一キロワット）  
を除く。）

四 ガスストーブ（ガスの消費量が一九  
キロワット以下のものに限り、液化石油ガ  
ス用のものに限り、ふろがまに取り  
付けられているもの及び液化石油ガ  
ス用のものを除く。）

年 五